の規定により当該外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同条第四項中「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「第百四十二条の三」を「第百四十四条第六項第一号」に改め、同条第五項中「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「又は各連結事業年度において課された」を「において課された」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」を「前三年内事業年度」に、「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」を「以後の各事業年度」に、「当該事業年度又は連結事業年度」を「当該事業年度」に改め、「又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）」を削り、同項第一号中「合併前三年内事業年度」を「合併前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」及び「又は連結事業年度」を削り、「ものとし」の下に「、当該被合併法人が法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人（以下この項において「通算法人」という。）（通算法人であつた内国法人を含む。以下この号において同じ。）である場合において」を加え、「連結事業年度のうちに当該分割法人等又は」を「事業年度のうちいずれかの事業年度（当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において」に、「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に、「連結法人がその課された外国の法人税等の額を」を「通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額を」に、「連結所得」を「所得」に改め、「連結事業年度以前の」を削り、「連結事業年度又は」を「事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」を「以後の各事業年度」に、「合併前三年内事業年度の控除限度超過額」を「合併前三年内事業年度等の控除限度超過額」に、「又は連結事業年度の控除限度超過額」を「の控除限度超過額」に改め、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度等」に改め、同項第二号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第二十三項第二号」を「第二十二項第二号」に、「合併事業年度等」を「合併事業年度」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第十項」を「第九項」に、「又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」を「以後の各事業年度」に、「分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額」を「分割等前三年内事業年度等の区分」に、「又は連結事業年度の控除限度超過額」を「の控除限度超過額」に改め、同条第十三項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第十項第二号」を「第九項第二号」に改め、「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、同項第一号中「分割等前三年内事業年度等の」を「分割等前三年内事業年度等」に、「当該分割等前三年内事業年度等」を「当該分割等前三年内事業年度」に改め、同号イ中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「第九項後段」を「第八項後段」に改め、同号イ中「規定する調整国外所得金額（第二十六項第一号」を「規定する調整国外所得金額（第二十五項第一号」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同令第百五十五条の二十九第一号に規定する個別調整国外所得金額（第二十六項第一号において「個別調整国外所得金額」という。）」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第十項」を「第九項」に、「前三年内事業年度等」を「当該事業年度開始の日前三年内に開始した各事業年度」に改め、「当該事業年度」を「当該事業年度開始の日」に改め、「から一月以内」を「とき」の下に「（当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。）」を、「同項中「」の下に「以後」を「とあるのは「」の下に「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「この項」の下に「及び第二十八項」を加え、「第十項」を「第九項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「第九項」を「第八項」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する連結事業年度」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「若しくは第百四十四条の六第一項」を「又は第百四十四条の六第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある同法第二条第十二号の七に規定する連結子法人（同条第十六号に規定する連結申告法人に限る。）」を削り、「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」を「前三年内事業年度」に、「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改め、「又は前連結事業年度」及び「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「又は連結